

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの

大分県民、事業者の みなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りのみなさまに県の支援策等を有効に活用していただけるよう、内容や問い合わせ先をとりまとめましたので、お役立てください。



重要

助成金・補助金等の情報は日々更新されます。
各問い合わせ先に詳細をご確認くださいようお願い致します。



新型コロナウイルス相談窓口(24時間対応)

097-506-2775



事業者向け相談窓口(平日8:30~17:15)

0120-936-692

大分県

(令和5年4月1日現在)

目 次

個人向けの支援

1. 生活・住宅・消費・外国人などに関すること…… 1
2. 心のケア・DV・児童虐待などに関すること…… 4
3. 雇用や就職への不安に関すること…………… 7
4. 教育に関すること…………… 8

企業・事業者向けの支援

5. 経営に関すること…………… 10
6. 飲食業・宿泊業などに関すること…………… 16
7. 農林水産業に関すること…………… 17

その他の支援

8. 税、国民健康保険などに関すること…………… 21
9. 電気・ガス・水道・通信料金に関すること…………… 22

- さらに詳しい内容や不明な点は、各連絡先にお尋ねください。
- その他、関連情報についても、
大分県ホームページ
「新型コロナウイルスに関するお知らせ」
に掲載しておりますので、ご活用ください。



(個人向けの支援)

1. 生活・住宅・消費・外国人などに関すること

項目	事業内容	連絡先
1-1 住居確保給付金	<p>休業等によって収入が減少し、住居を失った又はそのおそれがある場合、家賃相当額を家主に給付します。</p> <p>【対象者】</p> <p>(1) 離職、廃業後2年以内の方 (2) 離職や廃業と同様の状況にある方 ※世帯収入合計額等の要件あり</p> <p>【給付額】 賃貸住宅の家賃 (上限額あり) 【給付期間】 原則3か月以内 (最長9か月)</p> <p>※職業訓練受講金との併給も可能です。</p> <p>※随時受付中 窓口申請のほか、郵送による申請も可です。</p>	<p>住所地の市町村社会福祉協議会 にお問い合わせください。 (ただし、津久見市及び豊後高田市は各市役所が窓口です)</p> <p>○厚生労働省コールセンター TEL:0120-23-5572 (平日9:00~17:00)</p>
1-2 母子父子寡婦福祉資金貸付	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお困りの方に貸付を行います。</p> <p>○生活資金 (生活安定期間) 【対象者】 ひとり親となって7年未満の方 【貸付額】 生計中心者: 月額上限105,000円 生計中心者以外の者: 月額上限70,000円 ※3ヶ月を限度とした一括貸付の場合上限315,000円</p> <p>○生活資金 (失業貸付期間) 【対象者】 失業中のひとり親の方 【貸付額】 生計中心者: 月額上限105,000円 生計中心者以外の者: 月額上限70,000円 ※3ヶ月を限度とした一括貸付の場合上限315,000円</p>	<p>お住まいの市町村福祉担当課 にお問い合わせください。</p>
1-3 母子父子寡婦福祉資金貸付の償還猶予	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった方は、償還の猶予を受けることができます。</p> <p>【対象者】 母子父子寡婦福祉資金の貸付を受け、現在、償還を行っている方、又は近々償還が開始される方</p>	<p>○お住まいの市福祉担当課 にお問い合わせください。 ○町村部にお住まいの方は下記窓口 にお問い合わせください。 姫島村・日出町にお住まいの方 東部保健所地域福祉室 (日出福祉事務所) 0977-72-2327 九重町・玖珠町にお住まいの方 西部保健所地域福祉室 (玖珠福祉事務所) 0973-72-9522</p>
1-4 生活にお困りの方の相談	<p>各市町村の相談窓口である自立相談支援機関では、仕事や生活に困っていらっしゃる方からのご相談を受け、お一人おひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。</p>	<p>住所地の市町村社会福祉協議会 にお問い合わせください。 (ただし、津久見市及び豊後高田市は各市役所が窓口です)</p>

項目	事業内容	連絡先
1-5	ひとり親の方で生活にお困りの場合の相談 新型コロナウイルス感染症の影響により、「収入が減った、働き先を探したい」など、お困りのひとり親家庭の相談窓口を設置しています。まずは電話でお問い合わせください。	大分県母子寡婦福祉連合会又はお住まいの市町村福祉担当課にお問い合わせください。 ○大分県母子寡婦福祉連合会 TEL：097-552-3313 (火～金曜日：8:30～18:00、月、日曜日：8:30～17:00)
1-6	県営住宅家賃の減免等 収入が著しく低額になり家賃の支払が困難な入居者については、家賃減免・徴収猶予を受けられる場合があります。	○大分県住宅供給公社(電話) ・県営住宅管理課：097-532-5137 ・別府駐在所：0977-66-7300 ・杵築市住宅管理センター：0978-63-0050 ・佐伯・公営住宅管理センター：0972-22-3190 ・豊後大野・公営住宅管理センター：0974-22-1740 ・日田駐在所：0973-23-2480 ・県北駐在所：0979-22-2365 ○大分県土木建築部公営住宅室 TEL：097-506-4684
1-7	県営住宅の提供 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う解雇等により、現在居住している住宅からの退居を余儀なくされる(された)方が、一時的なお住まいとして使用していただけるよう県営住宅を提供します。	○大分県土木建築部公営住宅室 TEL：097-506-4684 ○大分県住宅供給公社 県営住宅管理課 TEL：097-532-5137
1-8	消費生活相談 あなたを狙う 給付金やワクチンを口実にした詐欺 にご注意ください！！ 「怪しい」と思ったらまずは、消費生活センターに相談しましょう。 消費生活センターは、消費者のための相談業務を専門の相談員が対応する行政機関で、相談は無料です。 悩まずに！お早めに！お金を払う前に！相談してください。	◆大分県消費生活センター（消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」） 所在地：大分市東春日町1番1号 NS大分ビル1階 専用電話：097-534-0999 (平日9:00～17:30) (特別相談：日曜日13:00～16:00 ただし第3・年末日曜日を除く) ◆消費者ホットライン「188」 (いやや)に電話すると、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。(通話料は有料) ◆国民生活センター 新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン 0120-797-188 (通話料無料)

項目	事業内容	連絡先
1-9	<p>外国人総合相談センター</p> <p>県内に暮らす外国人やその関係者等に対して多言語で相談に対応しています。</p> <p>【相談方法】窓口、電話、メール</p> <p>【相談対応者】センター職員のほか、必要に応じて、行政書士などの専門家と連携して対応します。</p> <p>【対応言語】多言語コールセンターなどを活用し、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語など19言語</p>	<p>◆相談窓口 （公財）大分県芸術文化振興財団（おおいたプラザ内） TEL：097-529-7119 Email：oisc@emo.or.jp （10:00～17:00 日曜、祝日、iichiko総合文化センター休館日及び年末年始を除く）</p>  
1-10	<p>託児サービス</p> <p>子育て中の女性を対象にハローワーク等での求職活動等を支援するため、無料託児を実施します。</p> <p>【実施日時】平日 9:30～16:30 ただし、祝日、12/29～1/3を除く</p> <p>【場所】大分県消費生活・男女共同参画プラザ 大分市東春日町1番1号NS大分ビル1階</p> <p>【託児対象】満1歳以上から就学前のお子さん</p> <p>【定員】5名まで</p>	<p>○大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》 TEL：097-534-2039 （平日9:30～16:30）</p> <p>※大分市以外の託児サービス以下のURLが窓口です （10市町村17施設）</p> <p>URL： https://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/takuji-ichijiazukari.html</p> 

(個人向けの支援)

2. 心のケア・DV・児童虐待などに関すること

項目	事業内容	連絡先
2-1	心のケア 新型コロナウイルス感染拡大で「こころ」の不調や不安などを感じていらっしゃる方の相談に応じます。	◆相談窓口 大分県こころとからだの相談支援センター(精神保健福祉センター) TEL : 097-541-6290 (平日8:30~12:00, 13:00~17:00)
2-2	教育相談電話 不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとに対して、電話相談員が相談に応じています。小さなことでもかまいませんので気軽に相談してください。	◆相談窓口 ○大分県教育センター教育相談部 TEL : 097-503-8987(相談専用) (平日9:00~16:00) ○学校安全・安心支援課 TEL : 097-506-5546・5547 (平日9:00~17:00) ◆24時間受付窓口 ○大分県教育センター教育相談部 メール相談 Email :  oita-edu-c.soudan@pref.oita.lg.jp ○24時間子どもSOSダイヤル TEL : 0120-0-78310 ○いじめ相談(メール) Email :  no-ijime@pref.oita.lg.jp
2-3	人権への配慮といじめ防止への対応(児童・生徒向け) SNS上の不確かな情報や根拠のない誹謗中傷、不当な偏見や差別、いじめなどの心配ごとについて相談できます。	◆相談窓口 ○人権教育・部落差別解消推進課 TEL : 097-506-5554 FAX : 097-506-1799 Email :  a31910@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) ○学校安全・安心支援課 TEL : 097-506-5546・5547 (平日9:00~17:00) ◆24時間受付窓口 ○24時間子どもSOSダイヤル TEL : 0120-0-78310 ○いじめ相談(メール) Email :  no-ijime@pref.oita.lg.jp
2-4	スクールカウンセラーによる心の健康相談等 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等によるストレスなどの心のケア等について、養護教諭やスクールカウンセラーが相談対応を行います。	在籍の学校にお問い合わせください。

項目	事業内容	連絡先
2-5	<p>DV相談</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われている中、生活不安・ストレスにより、配偶者等からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されております。DVは重大な人権侵害です。ひとりで悩まず、右記の相談窓口にご相談してください。</p> <p>また、内閣府の相談窓口「DV相談+（プラス）」（電話：0120-279-889）では、電話相談のほか、SNS・メール、外国語での相談が可能です。</p>	<p>◆夫・パートナーからの暴力については</p> <p>○配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所） TEL：097-544-3900 （月～金9:00～21:00、土日祝13:00～17:00、18:00～21:00）</p> <p>○配偶者暴力相談支援センター（大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》） 女性総合相談 短縮ダイヤル「#8008」 TEL：097-534-8874 男性総合相談 TEL：097-534-8614 （平日9:00～16:30）</p> <p>◆夫・パートナーからの暴力、ストーカー等の相談については</p> <p>○大分県警察本部広報課 警察安全相談 短縮ダイヤル「#9110」 TEL：097-534-9110 （平日9:00～17:45）</p> <p>※最寄りの各警察署でも相談できます</p>
2-6	<p>児童虐待相談</p> <p>虐待を受けたと思われる子どもを発見した時、子どもを虐待してしまいそうな時などは、全国共通ダイヤル「189」（通話料無料）にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。</p>	<p>◆児童相談所</p> <p>○中央児童相談所 TEL：097-544-2016 FAX：097-546-1399</p> <p>○中央児童相談所城崎分室 TEL：097-579-6650 FAX：097-579-6654</p> <p>○中津児童相談所 TEL：0979-22-2025 FAX：0979-23-5935</p> <p>※児童虐待など緊急の場合は、24時間受け付けています。</p>
2-7	<p>子育て相談</p> <p>子育ての不安や悩みなど、子育てに関するあらゆる相談を受け付けています。</p>	<p>○いつでも子育てほっとライン TEL：0120-462-110 （24時間365日受付）</p> <p>○大分県のLINE公式アカウントでも子育てに関する相談が可能です。</p> <p>①チャットボット（自動応答）が子育てに関する疑問や質問に自動で24時間365日回答します。</p> <p>②LINE相談員にチャット上で、子育ての悩みを相談できます。</p> <p>平日9：00～17:00 最終受付16:30</p> <p>※ご利用の前に以下のQRコードからお友達登録をお願いします</p> 

項目	事業内容	連絡先
2-8 妊娠に関する相談	<p>「おおいた妊娠ヘルプセンター」では、新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱える妊婦の方からの相談や、思いがけない妊娠の悩みなど、さまざまな妊娠の悩みについて助産師が相談に応じています。（予約制にて産婦人科医師が対応） ご本人だけではなく、パートナー、ご家族からのご相談もお受けしています。</p>	<p>○おおいた妊娠ヘルプセンター (一般社団法人大分県助産師会) TEL : 0120-241-783 Email : ninsin-783@sage.ocn.ne.jp (水～日 11:30～19:00)</p> 
2-9 不妊・不育に関する相談	<p>「おおいた不妊・不育相談センター」では、不妊や不育に悩むご夫婦に対し、医学的・専門的な相談や心の悩みなどについて、専門家(医師・助産師・心理師・胚培養士)が相談に応じてるとともに、治療に関する情報提供を行っています。 また、不妊・不育に悩む方に限らず、将来の不妊リスクを軽減するため、若い世代の相談にも応じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談は無料です。 ●妊娠に関する気軽な相談から生殖医療に関する専門的な相談まで様々なご相談をお受けします。 ●悩んだときはまずご連絡を…。 	<p>○おおいた不妊・不育相談センター(大分大学医学部附属病院内) TEL:080-1542-3268 E-mail:hopeful@oita-u.ac.jp 火～金 12:00～20:00 土曜日 12:00～18:00</p> 
2-10 性暴力被害相談	<p>おおいた性暴力救済センター・すみれは、性暴力被害にあわれた方への総合的な支援を行う機関です。 専任の相談員による電話やメール、面接での相談のほか、被害にあわれた方の意思を尊重しながら、医療やカウンセリング、弁護士法律相談など必要な支援につなげていきます。</p> <p>だれにも相談できずに、悩んでいませんか？ あなたは何も悪くありません。 ひとりで抱え込まないでわたしたちにご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談は無料です ●秘密は守られますので、安心してご相談ください ●男性の被害者の方のご相談もお受けします 	<p>○おおいた性暴力救済センター・すみれ 短縮ダイヤル「#8891」 TEL : 097-532-0330 (24時間365日) URL : https://oita-sumire.jp/</p>  <p>※メール相談は上記URLの相談フォームから受け付けています。</p> <p>○警察本部性犯罪被害相談電話 短縮ダイヤル「#8103」 TEL : 0120-81-0355 (24時間365日)</p>
2-11 人権相談	<p>新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭ったなど人権に関することでお悩みの方はご相談ください。</p>	<p>◆人権尊重・部落差別解消推進課 【新型コロナ人権相談専用ダイヤル】 TEL : 097-506-3181 (平日8:30～17:15) Email : a13710@pref.oita.lg.jp</p>  <p>※Emailでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合があります。</p>
2-12 男女共同参画相談	<p>大分県では、性別にかかわらず誰もが平等に尊重され、自らの存在に誇りを持ち、健やかで心豊かに人生を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指しています。</p> <p>県民の皆さんが抱える様々な問題や悩みの解決に向け、気持ちや考え方の整理のお手伝いや情報提供をします。</p>	<p>大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性総合相談 TEL : 097-534-8874 ○男性総合相談 TEL : 097-534-8614 ○県民相談 TEL : 097-534-9291 (平日9:00～16:30)

(個人向けの支援)

3. 雇用や就職への不安に関すること

項目	事業内容	連絡先
3-1	労働に関する相談 雇用の不安などに大分県労政・相談情報センターの職員が対応します。	○大分県労政・相談情報センター (県商工労働部雇用労働政策課内) TEL:0120-601-540(固定電話) TEL:097-532-3040(スマホ・携帯) (平日8:30~17:15)

(個人向けの支援)

4. 教育に関すること

項目	事業内容	連絡先
4-1 授業料の減免(県立高等学校)	新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により家計が急変し、授業料の納付が困難となった世帯の生徒について、県立高等学校授業料が減免される場合があります。 ※高等学校等就学支援金を受給している場合は、対象となりません。	在籍の県立高校事務室又は教育財務課 ○教育財務課 TEL : 097-506-5423 FAX : 097-506-1792 Email : a31120@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) 
4-2 高等学校等就学支援金	県立高等学校に通う所得等要件(※)を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。 (※)判定基準 ・令和2年6月分までは、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が50万7,000円未満(年収910万円未満程度) ・令和2年7月分以降は、市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額の合算額が30万4,200円未満	在籍の県立高校事務室又は教育財務課 ○教育財務課 TEL : 097-506-5447 FAX : 097-506-1792 Email : a31120@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) 
4-3 定時制通信制教科書給付	県立高等学校の定時制・通信制課程で学ぶ勤労青少年の経済的負担軽減のために行う教科書等の購入費給付について、給付対象者の要件「有職生徒のうち、当該年度において90日以上勤務実績のある者又は見込まれる者」の勤務実績日数に新型コロナウイルス感染症の影響で勤務できなかった日数を含めることができます。	在籍の県立高校事務室又は高校教育課 ○高校教育課 TEL : 097-506-5601 FAX : 097-506-1796 Email : a31210@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) 
4-4 大分県高等学校等奨学金(緊急採用)	新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により家計が急変し、就学困難となった高等学校等の生徒を対象に奨学資金の緊急貸与を行います。	○大分県奨学会 TEL : 097-506-5620 FAX : 097-533-7484 Email : syogaku@po.d-b.ne.jp (平日8:30~17:15) 
4-5 高校生等奨学給付金の対象枠の拡大・申請期間の延長	新型コロナウイルス感染症等の影響で、保護者の失業等により家計が急変し、住民税非課税相当となった世帯を対象に奨学のための給付金を給付します。また、高校生等奨学給付金の申請書類の提出が期限に間に合わない場合についても柔軟に対応します。	○教育財務課 TEL : 097-506-5447 FAX : 097-506-1792 Email : a31120@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15)  ○私学振興・青少年課 TEL : 097-506-3077 FAX : 097-506-1745 Email : a13255@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) 

項 目		事業内容	連絡先
4-6	大分県高等学校等奨学金の返還猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、奨学金の返還が困難になった方は返還の猶予を受けることができます。猶予期間は1年以内とし、猶予期間の終了時の状況に応じては、再度申請することができます。	○大分県奨学会 TEL : 097-506-5620 FAX : 097-533-7484 Email : syogaku@po.d-b.ne.jp (平日8:30~17:15) 
4-7	授業料の減免(私立高等学校)	県内の私立高等学校において、新型コロナウイルス感染症等の影響で、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料の納付が困難となった生徒について、授業料が減免される場合があります。	各私立高等学校へお問い合わせください。
4-8	授業料等の減免(高等教育機関)	大学・短大・高等専門学校・専門学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料の納付が困難となった世帯の学生について、授業料等が減免される場合があります。	各学校へお問い合わせください。
4-9	高等教育の修学支援新制度(家計急変)における授業料等減免及び給付型奨学金	大学・短大・高等専門学校・専門学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料等の納付が困難となった世帯の学生について、所得要件を満たす場合は、日本学生支援機構給付型奨学金の給付、入学金及び授業料の減免が受けられます。	各学校へお問い合わせください。
4-10	高等学校等就学支援金(私立高等学校等)	私立高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。	○私学振興・青少年課 TEL : 097-506-3077 FAX : 097-506-1745 Email : a13255@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) 
4-11	保育士養成施設修学資金貸付	現在、保育士養成施設に在学中で、新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の収入の減少等により、新たに修学資金貸付を希望される方はお問い合わせください。	○大分県社会福祉協議会 福祉資金部 TEL : 097-515-7771 FAX : 097-515-7772 URL : http://www.oitakensyakyo.jp/ (平日8:30~17:15) 
4-12	Withコロナ・Afterコロナにおける子どもたちの「学びの保障」	大分県教育委員会のホームページに『Withコロナ・Afterコロナにおける子どもたちの「学びの保障」』のページを開設し、「感染症予防」「2020からの新しい授業づくりハンドブック」「家庭学習支援コンテンツ」を掲載することにより、学びの保障に向けた取組を支援します。 ・Withコロナ・Afterコロナにおける子どもたちの「学びの保障」 http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/manabi-covid.html 	市町村立学校に関すること ○義務教育課 TEL : 097-506-5529/5559 県立高校に関すること ○高校教育課 TEL : 097-506-5607 感染症予防に関すること ○体育保健課 TEL : 097-506-5636 (平日8:30~17:15)

(企業・事業者向けの支援)

5. 経営に関すること

項目	事業内容	連絡先
5-1 企業相談及び労働相談	<p>大分労働局では【1】～【3】、厚生労働省では【4】【5】のとおりに新型コロナウイルス感染症にかかる相談を受け付けています。</p> <p>【1】 大分労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー (事業主) ・労務管理(賃金の支払、解雇、休業手当) ・労働者の健康に関する相談</p> <p>【2】 大分労働基準監督署 総合労働相談コーナー (労働者) ・賃金、休業手当など労働条件に関する相談 ・退職、解雇、労働条件引き下げに関する相談</p> <p>【3】 大分労働局 大分助成金センター ・新型コロナウイルスの影響による雇用調整助成金に関する相談</p> <p>【4】 コールセンター (相談内容) 学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金</p> <p>【5】 コールセンター (相談内容) 個人向け緊急小口資金等特例貸付</p>	<p>【1】 に関すること ○大分労働局 TEL : 097-536-0110 (平日8:30~17:15)</p> <p>【2】 に関すること ○大分労働基準監督署 TEL : 097-535-1512 (平日8:30~17:15)</p> <p>【3】 に関すること ○大分労働局大分助成金センター TEL : 097-535-2100 (平日8:30~17:15)</p> <p>【4】 に関すること ○厚生労働省 学校等休業助成金・支援金 TEL : 0120-876-187 (9:00~21:00) TEL : 0120-60-3999 (9:00~21:00)</p> <p>【5】 に関すること ○厚生労働省 TEL : 0120-46-1999 (平日9:00~17:00)</p>
5-2 経営・金融相談	<p>新型コロナウイルス感染症の流行に伴う経営・金融相談窓口を設置しています。</p>	<p>○経営創造・金融課 TEL : 097-506-3223 (経営) TEL : 097-506-3226 (金融) (平日9:00~17:00)</p>
5-3 事業者向け相談センター	<p>県民への自粛要請により影響を受ける事業者の不安を払拭するため、事業者向けの相談センターを設置しています。</p>	<p>○大分県自粛及び施設の使用停止要請に伴う事業者向け相談窓口 (コールセンター) TEL : 0120-936-692 (平日8:30~17:15)</p>
5-4 信用保証付き融資 (経営改善借換資金)	<p>コロナ禍の影響で増大した債務の返済負担軽減のための借換えや事業の立て直しを図ろうとする中小・小規模事業者に対し、信用保証協会の保証付きで民間金融機関が低利で融資します。</p> <p><対象> ①セーフティネット保証4号または5号の認定を市町村から受けた中小・小規模事業者 ②利益率が5%以上減少 ③経営行動計画書を作成し、金融機関からの伴走支援を受ける者 <融資限度額> 1億円以内 <返済期間> 10年(うち据置5年)以内 <利率> 年1.3%</p>	<p>大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫などの民間金融機関</p>

項目	事業内容	連絡先
5-5	<p>マル経融資（新型コロナウイルス対策マル経）</p> <p>最近1ヶ月の売上が前年比で5%以上減少している小規模事業者に融資します。</p> <p><融資限度額>1,000万円 <返済期間>7年（うち据置3年）以内 <利率>当初3年間は無利子(4年目から経営改善利率)</p>	<p>○日本政策金融金融公庫 大分支店 TEL：097-535-0331（小規模） TEL：097-532-4106（中小） 別府支店 TEL：0977-25-1151 ○最寄りの商工会・商工会議所</p>
5-6	<p>信用保証付き融資（社会経済再活性化資金）</p> <p>新型コロナウイルス感染症により売上減少等の影響を受け、再活性化や経営改善等を図ろうとする中小・小規模事業者に対し、信用保証協会の保証付きで民間金融機関が低利で融資します。</p> <p><対象>①又は②と③を満たす中小・小規模事業者 ①セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を市町村から受けた中小・小規模事業者 ②セーフティネット保証5号の認定を市町村から受けた者で、中小・小規模事業者にあつては売上高前年同月比15%以上減少した者 ③経営行動計画書を作成し、金融機関からの伴走支援を受ける者 ※性風俗関連特殊業者等は対象外 <融資限度額>4,000万円以内 <返済期間>10年（うち据置5年）以内 <利率>年1.3%</p>	<p>大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫などの民間金融機関</p>
5-7	<p>信用保証付き融資（新型コロナウイルス感染症対策特別資金）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、一時的に売上高が減少している中小・小規模事業者に対し、信用保証協会の保証付きで民間金融機関が低利で融資します。</p> <p><対象>次のいずれも満たす中小・小規模事業者 ①県内で同一の事業を継続して6ヶ月以上行っている ②新型コロナウイルス感染症に起因して最近1ヶ月の売上高が前年同月比3%以上減少している ※性風俗関連特殊業者等は対象外 <融資限度額>1.6億円 <返済期間>10年（うち据置2年）以内 <利率>1.3% ※セーフティネット保証または危機関連保証の認定を市町村から受けた場合は保証料率0%</p>	<p>大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫などの民間金融機関</p>
5-8	<p>信用保証付き融資（事業リスタート支援資金）</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、既存借入金の返済が難しくなり、経営改善や事業再生を目指す中小・小規模事業者に対し、信用保証協会の保証付きで民間金融機関が低利で融資します。</p> <p><対象> 経営サポート会議等により、債権者の合意を経て経営改善計画や事業再生計画を策定した中小・小規模事業者 <融資限度額>2.8億円以内 <返済期間>15年（うち据置5年）以内 <利率>1.8%～</p>	<p>大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫などの民間金融機関</p>

項目	事業内容	連絡先
5-9 信用保証付き融資 (定時返済不要短期資金)	<p>新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、短期の資金繰りを必要とする中小・小規模事業者に対し、満期一括返済型短期資金を信用保証協会の保証付きで民間金融機関が低利で融資します。</p> <p><対象> 急な運転資金の調達など短期の資金繰りが必要な 中小・小規模事業者</p> <p><融資限度額>5,000万円以内 <返済期間>1年(最長5年継続利用可能) <利率>1.8%</p>	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫などの民間金融機関
5-10 信用保証付き融資 (新型コロナウイルス感染症緊急対策ベンチャー向け特別資金)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、一時的に売上が減少しているベンチャー企業に対し、信用保証協会の保証付きで民間金融機関が低利で融資します。</p> <p><対象> 県内で成長を志向し、加速度的な事業展開を行い、平成27年度以降にベンチャーキャピタルから出資を受けているもののうち、以下のいずれかに該当するもの</p> <p>①ビジネスグランプリ受賞者 ②湯けむりアクセラレーションプログラム参加者 ③大学発ベンチャー創出参加事業参加者</p> <p><融資限度額>1.6億円 <返済期間>10年(うち据置2年)以内 <利率>1.3% ※セーフティネット保証または危機関連保証の認定を市町村から受けた場合は保証料率0%</p>	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫などの民間金融機関
5-11 雇用調整助成金	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。</p> <p>助成率：(R5.2月～) 中小企業2/3</p> <p>上限額：1日当たり 8,355円/人・日 教育訓練する場合の加算：中小企業2,400円/人・日 大企業 1,800円/人・日</p>	<p>【厚生労働省】 ○大分労働局 大分助成金センター TEL：097-535-2100 (平日8:30～17:15)</p> <p>○学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 (9:00～21:00)</p>
5-12 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当を受けることができなかった労働者に対し、支援金を支給します。</p> <p>支援額：平均賃金の60%×休業日数 上限額：8,355円/日</p> <p>申請受付期間 (R5.2～R5.3休業分) 令和5年5月31日</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 (月～金8:30～20:00、土日祝8:30～17:15)</p>
5-13 小学校等休業等対応助成金	<p>臨時休業した小学校や保育所に通う子ども等の世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、有休の休暇を取得させた事業者に助成金を交付します。</p> <p>支援額：有給休暇取得分賃金×10/10 上限額：R4.12.1～R5.3.31 8,355円/日</p> <p>申請受付期間 (R4.12月～R5.3月取得分) 令和5年5月31日</p>	<p>○学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-876-187 (9:00～21:00)</p> <p>○特別相談窓口(大分労働局) TEL：097-532-4025 (平日8:30～17:15)</p>

項目	事業内容	連絡先
5-14 小規模事業者持続化補助金	<p>感染防止対策を活かした販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大、創業や後継ぎ候補者の新たな取組、インボイス発行事業者への転換といった環境変化等に取組む小規模事業者に対し補助します。</p> <p>(①通常枠) 【対象】 経営計画を作成し、販路開拓や業務効率化に取り組む小規模事業者。 ※消毒・換気設備の導入や飛沫防止等のコロナ感染防止の取組を活かした販路開拓事業も対象となり得る。 【補助率】 2/3 【補助上限】 50万円 (②賃金引上げ枠、③卒業枠、④後継者支援枠、⑤創業枠、⑥インボイス枠) 【補助率】 2/3 (②の一部類型は3/4) 【補助上限】 ②～⑤200万円、⑥100万円 ※インボイス転換事業者は全ての枠で一律50万円の上限を上乗せ(令和4年度第2次補正予算公募分から) 【申請受付期間】 随時</p>	<p>(小規模事業者) ○最寄りの商工会、商工会議所</p>
5-15 ものづくり・商業・サービス補助金	<p>グリーン、デジタルに資する革新的製品やサービスの開発、生産やサービス提供方法の改善に必要な設備・システムの導入、生産性向上や賃上げ等に取り組む中小企業者等に対し補助します。</p> <p>(①通常枠、②回復型賃上げ・雇用拡大枠、③デジタル枠、④グリーン枠、⑤グローバル市場開拓枠) 補助率：(①、⑤) 中小1/2 小規模2/3 (②～④) 2/3 上限額：(①～③) 750万円～1,250万円 (④) 750万円～4,000万円 (⑤) 100万円～3,000万円 ※大幅な賃上げに取り組む事業者は従業員数に応じて補助上限を引き上げ(②を除く) 【申請受付期間】 随時</p>	<p>○大分県中小企業団体中央会ものづくり補助金大分県地域事務局 TEL：097-513-1330</p> <p>○ものづくり補助金事務局 サポートセンター TEL：050-8880-4053 受付：10:00～17:00土日祝日除く</p>
5-16 事業再構築補助金	<p>ウィズコロナ・ポストコロナの経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業種転換や事業再編等を行う事業者に対し補助します。</p> <p>【補助率】 (①成長枠) 成長分野に向けた事業再構築に取り組む事業者 補助率：1/2・2/3、上限額：7,000万円 (②物価高騰対策・回復再生応援枠) 依然として業況が厳しい事業者 補助率：2/3・3/4、上限額：1,500万円 (③最低賃金枠) 最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者 補助率：3/4、上限額：1,500万円 (③グリーン成長枠) グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者 補助率：1/2・2/3 上限額：1.5億円 (④産業構造転換枠) 産業構造の変化等による事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者 補助率：1/2 上限額：7,000万円 (⑤サプライチェーン強靱化枠) 海外で製造する部品等の国内回帰をすすめ、国内サプライチェーンの強靱化等に取り組む事業者 補助率：1/2・2/3 上限額：5億円 (⑥卒業促進枠・大規模賃金引上促進枠) ①、③に申請する事業者に対し、大幅な賃金引き上げや中小企業等からの卒業を目指す事業者は、補助上限額3,000万円上乗せ、補助率2/3引き上げ 【申請受付期間】 随時</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンター TEL：0570-012-088 (平日9:00～18:00)</p> 

項目	事業内容	連絡先
5-17 IT導入補助金	<p>バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得などにつながるソフトウェア等を導入する中小企業者等に対し補助します。</p> <p>通常枠) 補助率：1/2 上限額：450万円</p> <p>セキュリティ推進枠) 対象：サービス利用料 補助率：1/2 上限額：100万円 申請受付期間：随時</p> <p>デジタル化基板導入類型) 対象：会計・受発注・決済・ECのソフトウェア、PC・プリンタ、POSレジ等の導入経費 補助率：1/2～3/4 上限額：ソフトウェア 350万円 ハードウェア 20万円</p> <p>申請受付期間：(1次募集)R5. 4. 25</p>	<p>○サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター TEL:0570-666-424 (平日9:30~17:30)</p> 
5-18 業務改善助成金	<p>最低賃金を30円以上引上げ、設備投資や人材育成の取組を行う中小事業所に対し補助します。</p> <p>(通常コース) 補助率：4/5 (生産性が3年前から1%以上アップしている場合は9/10) 上限額：引上額と人数に応じ~600万円 申請期間：令和5年度募集予定 (詳細未定)</p>	<p>○大分労働局 雇用環境・均等室 TEL：097-532-4025 (平日8:30~17:15)</p> <p>○業務改善助成金コールセンター TEL：0120-366-440 (平日8:30~17:15)</p>
5-19 物価高騰対応業務改善奨励金	<p>国の業務改善助成金の採択を受けた中小企業等に対し奨励金を支給します。</p> <p>【支給額】 ①業務改善助成金分 国業務改善助成金対象経費支出額から助成金を除いた額と県奨励金上限額 (3.8万円~75万円) を比較して、いずれか低い方の額 補助率:事業者負担分の1/2 (補助率:4/5→9/10) ②社会保険労務士等への報酬費用分 報酬費用の10/10、上限10万円</p> <p>【申込期間】 令和5年度継続予定 (詳細未定)</p>	<p>○おおいた業務改善支援センター (大分県中小企業団体中央会) TEL:097-536-7620 (平日9:00~17:00) (土日・祝日、12:00~13:00は除く)</p> 
5-20 最低賃金引上げに伴う事業者向け緊急相談窓口	<p>最低賃金引上げに伴い、事業者向けの緊急相談窓口を開設し、相談等を受け付けます。</p> <p>設置期間：R3年8月16日から当面の間</p>	<p>○雇用労働政策課 TEL:097-506-3357 (平日8:30~17:15)</p>
5-21 工業用水道料金に関する相談(納付期限延長・分割納付)	<p>大分工業用水道の使用料金について、納付期限の延長と分割納付の相談等料金に関する相談を受け付けています。</p> <p>◆納付期限延長・分割納付 支払いが一時的に困難となっている事業者については、使用料金の納付期限延長や分割納付をすることができます。 〈延長期間〉各月の納付期限から最長4ヶ月 〈分割納付〉最大4回まで分割納付可能</p>	<p>○企業局総務課 TEL：097-534-1005 FAX：097-532-5523 Email:a70300@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15)</p>

項 目		事 業 内 容	連 絡 先
5-22	動物に関する相談	動物取扱業者やペット飼養者からの相談を受け付けます。 	○食品・生活衛生課 TEL : 097-506-3054 FAX : 097-506-1743 Email : a13910@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) ○動物愛護センター TEL : 097-588-1122 FAX : 097-588-2211 (平日8:30~17:15) ○西部・北部保健所 
5-23	NPO等の運営	NPO等の運営、事業報告、NPO法人の設立等に関する相談を受け付けています。	○消費生活・男女共同参画プラザ 《アイネス》 TEL : 097-534-2052 (平日8:30~17:15) ○おおいたボランティア・NPOセンター TEL : 097-555-9770 FAX : 097-555-9771 Email : npoinfo@onpo.jp (平日9:00~17:00) 
5-24	中小企業支援全般の相談	中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方や創業をお考えの方の売上拡大、資金繰り改善や知的財産活用など、さまざまな経営課題について相談を受け付けています。	○大分県よろず支援拠点 (国が設置した無料の経営相談所) TEL : 097-537-2837
5-25	地域公共交通運行継続緊急支援	感染症の影響により厳しい経営状況にある地域公共交通事業者の運行継続を図るため、車両の維持や感染防止対策に要する経費に対し助成します。 ・ 感染防止対策済車両の維持管理への助成 乗合バス 30万円/台、貸切バス 15万円/台 タクシー 10万円/台 ・ 防護スクリーン設置や消毒等への助成	○交通政策課 TEL : 097-506-2153 FAX : 097-506-1731 Email : a10870@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15)

(企業・事業者向けの支援)

6. 飲食業・宿泊業などに関すること

項目	事業内容	連絡先
6-1	生活衛生に関する相談 宿泊業、理美容、クリーニング、公衆浴場等にかかる衛生面の相談を受け付けます。	○食品・生活衛生課 TEL:097-506-3055(生活衛生) TEL:097-506-3056(食品衛生) Email: a13910@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) ○管轄の保健所 東部保健所(別府、杵築、日出) 国東保健所(国東、姫島) 中部保健所(臼杵、津久見) 由布保健部(由布) 豊肥保健所(竹田、豊後大野) 南部保健所(佐伯) 西部保健所(日田、玖珠、九重) 北部保健所(中津、宇佐) 豊後高田保健部(豊後高田) ※大分市内の事業については、大分市保健所にご確認ください。
6-2	食品衛生に関する相談 飲食店、食品製造業等にかかる衛生面の相談を受け付けます。	○食品・生活衛生課 TEL:097-506-3056 (平日8:30~17:15) https://anshin-oishi.com/
6-3	「安心はおいしいプラス」認証制度 飲食店における感染症の拡大を防止するため、第三者による認証制度を実施します。 【対象事業者】 飲食店(テイクアウト・デリバリー専門の店舗、宿泊者のみに食事を提供する施設は対象外)	○食品・生活衛生課 TEL:097-506-3056 (平日8:30~17:15) https://anshin-oishi.com/
6-4	新しいおおいた旅割第2弾「満喫クーポン」 県内旅行期間中に地域のお店で使える「満喫クーポン」(大分県内地域クーポン)の取扱施設・店舗を募集しています。 【地域クーポン(電子)】 平日最大2,000円、休日最大1,000円 【受付期間】随時 【申請方法】 「新しいおおいた旅割第2弾」ホームページから申請 https://newoita-tabiwari.visit-oita.jp/business/ecoupon 【注意事項】 ・申請後、「新しいおおいた旅割」ホームページで加盟店一覧に順次掲載 ・複数施設・店舗運営の場合、施設・店舗ごとに申請 ・対象施設・店舗はGotoトラベルキャンペーンの地域共通クーポンに参加可能な業種と同一	○事務局コールセンター TEL:0120-550-066 (平日9:00~19:00) ○観光誘致促進室 TEL:097-506-2118 FAX:097-506-1729 (平日8:30~17:15)
6-5	プレミアム商品券による地域消費喚起支援 県内の消費拡大や地域経済の活性化を図るため、市町村と連携し、プレミアム付商品券を発行する商工会・商工会議所等に対し助成します。 【補助対象】商品券のプレミアム部分(20%)、及び事務費の1/2 【発行規模】市町村による上乗せ含め130億円程度 ※市町村プレミアム商品券販売・利用スケジュール等一覧 ・居住地以外の市町村の商品券も購入可能 ・下記ホームページをご確認ください。 https://www.pref.oita.jp/soshiki/14300/oita-premium2022-3.html	○商業・サービス業振興課 TEL:097-506-3290 (平日8:30~17:15) ○各市町村商工担当課

(企業・事業者向けの支援)

7. 農林水産業に関すること

項目	事業内容	連絡先
7-1 無利子・無担保 貸付事業 (農林水産業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】農林漁業セーフティネット資金 【使 途】長期運転資金 【対象者】認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者等 【限度額】1,200万円 ※特認あり 【利 率】貸付当初5年間無利子化 ※林業は10年(6年目以降は貸付開始時の金利を適用)	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL : 097-532-8491 FAX : 097-532-8484 (平日9:00~17:00)
7-2 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた認定農業者の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】農業経営基盤強化資金(ｽｰﾊﾟｰﾚｯﾄ資金) 【使 途】設備資金、長期運転資金 【対象者】認定農業者 【限度額】個人3億円、法人10億円 【利 率】貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用)	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL : 097-532-8491 FAX : 097-532-8484 (平日9:00~17:00)
7-3 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】経営体育成強化資金 【使 途】長期運転資金、設備資金、借換資金 【対象者】主業農業者、認定新規就農者 【限度額】個人1.5億円、法人5億円 【利 率】貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用)	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL : 097-532-8491 FAX : 097-532-8484 (平日9:00~17:00)
7-4 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】農業近代化資金 【使 途】設備資金、長期運転資金 【対象者】認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織等 【限度額】個人1,800万円、法人2億円 【利 率】貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用) 【保証料】貸付当初5年間分免除	○各農協 ○その他金融機関
7-5 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営再建に必要な資金を融資します。 【資金名】農業経営負担軽減支援資金 【使 途】借換資金 【対象者】負債の償還が困難な農業者 【限度額】営農負債残高 【利 率】貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用) 【保証料】貸付当初5年間分免除	○各農協 ○その他金融機関
7-6 無利子・無担保 貸付事業 (林業)	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた林業者等の経営維持・再建のための資金繰りを支援します。 【事業名】林業施設整備等利子助成事業 【使 途】借換資金 【対象者】新型コロナウイルスの影響を受けた一定の要件を満たす林業者※ 【限度額】3億円又は借換えに必要な資金のいずれか低い額※ ※民間資金借換えの場合 【利 率】貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用) 【保証料】貸付当初5年間免除	○各金融機関

項目	事業内容	連絡先
7-7 無利子・無担保 貸付事業 (水産業)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。</p> <p>【資金名】 漁業近代化資金 【使 途】 長期運転資金 【対象者】 漁業者、漁業法人等 【限度額】 養殖漁業者、その他個人 3,000~5,000万円 【利 率】 貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用) 【保証料】 貸付当初5年間分免除</p>	<p>○各漁協 ○農林中央金庫大分支店</p>
7-8 無利子・無担保 貸付事業 (水産業)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等の経営再建に必要な資金を融資します。</p> <p>【資金名】 漁業経営維持安定資金 【使 途】 借換資金 【対象者】 漁業者、漁業法人等 【限度額】 漁船漁業・養殖業・定置漁業(小型)4,000万円 定置漁業(大型)8,000万円 【利 率】 貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用) 【保証料】 貸付当初5年間分免除</p>	<p>○各漁協 ○農林中央金庫大分支店 ○その他金融機関</p>
7-9 雇用調整助成金 (農林水産業) 〈5-11の再掲〉	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。</p> <p>助成率：(R5.2月～) 中小企業2/3 上限額：1日当たり 8,355円/人・日 教育訓練する場合の加算：中小企業2,400円/人・日 大企業 1,800円/人・日</p>	<p>【厚生労働省】 ○大分労働局 大分助成金センター TEL：097-535-2100 (平日8:30~17:15) ○学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 (9:00~21:00)</p>
7-10 新型コロナウイルス感染症対応休業 支援金・給付金 (農林水産業) 〈5-12の再掲〉	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当を受けることができなかった労働者に対し、支援金を支給します。</p> <p>支援額：平均賃金の60%×休業日数 上限額：8,355円/日</p> <p>申請受付期間 (R5.2~R5.3休業分) 令和5年5月31日</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 (月~金8:30~20:00、土日祝8:30~17:15)</p>
7-11 小学校休業等対応 助成金 (農林水産業) 〈5-13の再掲〉	<p>臨時休業した小学校や保育所に通う子ども等の世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、有休の休暇を取得させた事業者に対し、助成金を交付します。</p> <p>支援額：有給休暇取得分賃金×10/10 上限額：R4.12.1~R5.3.31 8,355円/日</p> <p>申請受付期間 (R4.12月~R5.3月取得分) 令和5年5月31日</p>	<p>○学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-876-187 (9:00~21:00) ○特別相談窓口(大分労働局) TEL：097-532-4025 (平日8:30~17:15)</p>

項目	事業内容	連絡先
7-12 事業再構築補助金 (農林水産業) <5-16の再掲>	<p>ウィズコロナ・ポストコロナの経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業種転換や事業再編等を行う事業者に対し補助します。</p> <p>【補助率】 (①成長枠) 成長分野に向けた事業再構築に取り組む事業者 補助率：1/2・2/3、上限額：7,000万円 (②物価高騰対策・回復再生応援枠) 依然として業況が厳しい事業者 補助率：2/3・3/4、上限額：1,500万円 (③最低賃金枠) 最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者 補助率：3/4、上限額：1,500万円 (③グリーン成長枠) グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者 補助率：1/2・2/3 上限額：1.5億円 (④産業構造転換枠) 産業構造の変化等による事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者 補助率：1/2 上限額：7,000万円 (⑤サプライチェーン強靱化枠) 海外で製造する部品等の国内回帰をすすめ、国内サプライチェーンの強靱化等に取り組む事業者 補助率：1/2・2/3 上限額：5億円 (⑥卒業促進枠・大規模賃金引上促進枠) ①、③に申請する事業者に対し、大幅な賃金引き上げや中小企業等からの卒業を目指す事業者は、補助上限額3,000万円上乗せ、補助率2/3引き上げ</p> <p>【申請受付期間】 随時</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンター TEL:0570-012-088 (平日9:00~18:00)</p> 
7-13 収入保険の基準収入に対する特例措置 (農業)	<p>収入保険において、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年の収入が減少した場合でも、継続加入を前提に令和6年までの基準収入(過去5年間の平均が基本)に影響しない特例を設けます。</p> <p>【内容】 収入減少に合わせて令和2年の経営面積を圧縮して、規模拡大特例を準用することとし、令和3年以降の収入保険の基準収入を上方修正</p>	<p>○大分県農業共済組合本所 TEL:097-544-8110 FAX:097-544-8242 (平日8:30~17:15)</p>
7-14 掛け金・負担金の猶予 (水産業)	<p>漁業収入安定対策事業「積立ぶらす」(漁業者の収入が減少した場合に、国と漁業者が拠出した積立金(国3:漁業者1)によって補てん)</p> <p>【対象】 漁業収入安定対策事業「積立ぶらす」 【内容】 漁業者の自己積立金の仮払い 契約時の自己積立金の積立猶予</p>	<p>○全国合同漁業共済組合(大分県事務所) TEL:097-536-4528 FAX:097-534-4178 (平日9:00~17:00)</p>
7-15 農業雇用マッチング (農業)	<p>農業経営体へ就農希望者を紹介します。</p> <p>【対象】 農業経営体への就職を希望する方 求人農業経営体 【内容】 農業の職に関する求職者・求人者のマッチング</p>	<p>○大分県農業農村振興公社 TEL:097-535-0400 FAX:097-536-7223 (平日9:00~17:00)</p>

項目	事業内容	連絡先
7-16 外国人技能実習生等の再就職 (農林水産業)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により解雇され、実習が継続困難になった技能実習生等の再就職を支援します。</p> <p>【支援対象】外国人技能実習生</p> <p>【備考】在留資格は特定活動となり、期間は1年</p>	<p>○福岡出入国在留管理局 大分出張所</p> <p>TEL : 097-536-5006</p> <p>FAX : 097-536-5030</p> <p>(平日9:00~12:00、13:00~16:00)</p>
7-17 新規就業者の実践研修 (農業)	<p>(雇用就農資金)</p> <p>【内容】農業法人等が行う新規就業者の実践研修等を支援します。</p> <p>【支援対象】経営体</p> <p>【補助率】定額</p>	<p>○大分県農業会議</p> <p>TEL : 097-532-4385</p> <p>FAX : 097-532-4749</p> <p>(平日9:00~17:00)</p>

(その他の支援)

8. 税、国民健康保険などに関すること

項目	事業内容	連絡先
8-1 県税における納税の猶予制度	<p>【徴収猶予】 新型コロナウイルス感染症の影響により、次のようなケースに該当する場合などは、徴収猶予が認められることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合 ・納税者の方が営む事業について、利益の減少等により著しい損失を受けた場合 <p>●原則、1年間猶予が認められます。 ●延滞金は免除されます。 ●対象税目（主なもの） 法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割（新規登録に係るものを除く）など</p> <p>【申請による換価の猶予】 新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、県税（納税）事務所に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合がありますので、県税（納税）事務所にご相談ください。</p>	<p>○別府県税事務所 TEL：0977-67-8211 FAX：0977-67-8216</p> <p>○大分県税事務所 TEL：097-506-5771 FAX：097-506-1815</p> <p>○佐伯納税事務所 TEL：0972-22-3021 FAX：0972-22-3049</p> <p>○豊後大野納税事務所 TEL：0974-22-7501 FAX：0974-22-7274</p> <p>○日田県税事務所 TEL：0973-22-4175 FAX：0973-22-4178</p> <p>○中津県税事務所 TEL：0979-22-2920 FAX：0979-22-3050 (平日8:30～17:15)</p> <p>※市町村税は、お住まいの市町村の税担当課へお問い合わせ下さい。</p>
8-2 その他の税制上の措置	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に係るその他の税制上の措置については、以下のホームページでご確認ください。</p> <p>●国税 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置 https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html</p> <p>●地方税 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html</p>  	<p>以下へお問い合わせ下さい。</p> <p>○国税 最寄りの税務署</p> <p>○県税 最寄りの県税事務所</p> <p>○市町村税 お住まいの市町村の税担当課</p>
8-3 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の減免や徴収猶予が認められる場合があります。 (令和4年度相当分で終了)</p>	<p>お住まいの市町村又は加入している国民健康保険組合にお問い合わせください。</p>

(その他の支援)

9. 電気・ガス・水道・通信料金に関すること

項目	事業内容	連絡先
9-1	電気・ガス・水道・通信料金 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス・水道料金・通信料金などの支払いに困難な事情がある方に対して、料金の支払いが猶予される場合があります。お困りの方はご相談ください。	ご契約されている各事業者、各市町村にお問い合わせください。